

地方財政審議会付議（決裁）案件

令和2年12月4日（金）

（案件名）

- ・ 令和2年度地方債に係る同意等（個別協議分）について（決裁案件）

（根拠法令は別紙）

自治財政局地方債課

山中地方債管理官（内線 23392）

【根拠法令】

○ 地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）

(地方債の協議等)

第 5 条の 3

地方公共団体は、地方債を起し、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事に協議しなければならない。ただし、軽微な場合その他の総務省令で定める場合は、この限りでない。

- 11 総務大臣は、第 1 項の規定による協議における総務大臣の同意並びに前項に規定する基準の作成及び同項の書類の作成については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

(地方債についての関与の特例)

第 5 条の 4

次に掲げる地方公共団体は、地方債を起し、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。この場合においては、前条第 1 項の規定による協議又は同条第 6 項の規定による届出をすることを要しない。

- 7 総務大臣は、第 1 項、第 3 項及び第 4 項の総務大臣の許可並びに第 1 項第 4 号から第 6 号までの規定による指定及び第 2 項の規定による指定の解除については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

○ 地方財政法施行令（昭和 23 年政令第 267 号）

(地方債の協議の相手方等)

第 2 条

- 3 都道府県知事は、法第 5 条の 3 第 1 項の規定による協議において同意をしようとするときは、当該同意に係る地方債の限度額及び資金について、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

- 5 総務大臣は、第 3 項の規定による協議における同意については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

(地方債の許可手続)

第 21 条

法第 5 条の 4 第 1 項、第 3 項又は第 4 項の規定により、地方公共団体が地方債を起し、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、第 2 条第 1 項第 1 号に掲げる地方公共団体にあつては総務大臣、同項第 2 号に掲げる地方公共団体にあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。

- 3 都道府県知事は、第 1 項に規定する許可をしようとするときは、当該許可に係る地方債の限度額及び資金について、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

- 5 総務大臣は、第 3 項に規定する同意については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

令和2年度地方債同意等額（個別協議分）について

1. 同意等額の総額

- 地方公共団体から提出のあった起債協議等に基づき、同意等額を通知。

(単位：億円)

	既通知等額 (1次協議分 + 9月臨時協 議分 + 届 出) (A)	今回 通知額 (B)	予備費		合計 (A+B)	地方債 計画額
			当初 予算分	(7月31日 閣議決定分)		
通常 収支分	(148) 117,670	(-) 6	(-) 3	3	(148) 117,676	(249) 118,579
東日本 大震災分	(-) 88	-	-	-	(-) 88	(2) 24
総計	(148) 117,758	(-) 6	(-) 3	3	(148) 117,764	(251) 118,603

※ () 書きは、国の予算等貸付金債であり、外数である。

- 今回、同意等額を通知する事業債
緊急自然災害防止対策事業債 (3億円)、災害復旧事業債 (2億円)、
補正予算債 (1億円)

2. 同意予定通知日

12月14日(月)

○ 地方債同意等額について(令和2年度個別協議分)

1 通常収支分

(単位:億円)

	地方債計画額 A	既届出分 (11月分まで) B	既同意等額 C	同意等額 (個別協議) D	合計 E=B+C+D	計画残額 F=A-E	割合 E/A
一般会計債	60,338	24,974	38,399	5	63,378	▲3,040	105.0%
公共事業等	16,195	6,843	9,862		16,705	▲510	103.1%
防災・減災・国土強靱化 緊急対策事業	4,778	1,410	2,079		3,489	1,289	73.0%
公営住宅建設事業	1,110	1,104	834		1,939	▲829	174.6%
災害復旧事業	1,766	22	993	2	1,017	749	57.6%
教育・福祉施設等整備事業	3,327	1,746	4,409		6,155	▲2,828	185.0%
学校教育施設等	1,223	792	1,818		2,610	▲1,387	213.4%
社会福祉施設	373	238	315		553	▲180	148.3%
一般廃棄物処理	639	255	1,711		1,965	▲1,326	307.6%
一般補助施設等	552	221	386		607	▲55	109.9%
施設(一般財源化分)	540	241	179		420	120	77.7%
一般単独事業	26,807	13,559	16,131	3	29,693	▲2,886	110.8%
一般	2,605	5,931	2,865		8,796	▲6,191	337.6%
地域活性化	690	381	475		855	▲165	123.9%
防災対策	871	184	385		569	302	65.4%
地方道路等	3,221	3,446	1,315		4,761	▲1,540	147.8%
旧合併特例	6,200	648	3,336		3,984	2,216	64.3%
緊急防災・減災	5,000	925	3,721		4,646	354	92.9%
公共施設等適正管理	4,320	1,164	2,662		3,826	494	88.6%
緊急自然災害防止対策	3,000	679	1,191	3	1,873	1,127	62.4%
緊急浚渫推進事業	900	202	182		383	517	42.6%
辺地及び過疎対策事業	5,210	4	3,985		3,989	1,221	76.6%
辺地対策	510	-	411		411	99	80.7%
過疎対策	4,700	4	3,574		3,578	1,122	76.1%
公共用地先行取得等事業	345	285	106		391	▲46	113.3%
行政改革推進	700	-	-		-	700	-
調整	100	-	-		-	100	-
公営企業債	25,708	2,702	20,748		23,450	2,258	91.2%
水道事業	5,570	324	4,940		5,264	306	94.5%
工業用水道事業	338	-	324		324	14	95.7%
交通事業	1,633	563	1,177		1,740	▲107	106.6%
電気事業・ガス事業	260	-	228		228	32	87.9%
港湾整備事業	555	91	418		509	46	91.8%
病院事業・介護サービス事業	3,817	272	3,022		3,294	523	86.3%
市場事業・と畜場事業	343	43	125		168	175	49.1%
地域開発事業	708	168	357		526	182	74.2%
下水道事業	12,383	1,233	10,094		11,327	1,056	91.5%
観光その他事業	101	8	61		69	32	68.8%
臨時財政対策債	31,398	9,180	20,877		30,057	1,341	95.7%
退職手当債	800	-	-		-	800	-
補正予算債	275	58	71	1	130	145	47.2%
国の予算等貸付金債	(249)	(82)	(65)		(148)	(101)	59.3%
合計	118,519	36,914	80,095	6	117,015	1,504	98.7%
減収補填債	60	511	59		570	-	-
猶予特例債	-	51	40		91	-	-
総計	(249)	(82)	(65)		(148)	(101)	
	118,579	37,477	80,193	6	117,676	1,504	99.2%

(注1) 四捨五入の結果、額が合わない場合がある。

(注2) 国の予算等貸付金債の()書は、国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

2 東日本大震災分

(単位: 億円)

	地方債計画額 A	既届出分 (11月分まで) B	既同意等額 C	同意等額 (個別協議) D	合計 E=B+C+D	計画残額 F=A-E	割合 E/A
一般会計債	22	15	70		85	▲63	386.3%
公営住宅建設事業	14	-	14		14	▲0	101.4%
災害復旧事業	7	-	2		2	5	27.9%
一般補助施設等**	-	15	54		69	-	-
一般単独事業	1	-	0		0	1	16.4%
公営企業債	2	-	3		3	▲1	137.9%
水道事業	1	-	2		2	▲1	230.7%
下水道事業	1	-	0		0	1	45.1%
国の予算等貸付金債	(2)	-	-		-	(2)	-
総計	(2) 24	- 15	- 73		- 88	(2) ▲64	- 365.6%

(注1) 四捨五入の結果、額が合わない場合がある。

(注2) 国の予算等貸付金債の()書は、国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

**復興事業の地方負担額を対象とするものであり、地方債計画には計上せず、「その他同意等の見込まれる項目」として取り扱っている。

3 合計

(単位: 億円)

	地方債計画額 A	既届出分 (11月分まで) B	既同意等額 C	同意等額 (個別協議) D	合計 E=B+C+D	計画残額 F=A-E	割合 E/A
1 通常収支分	(249) 118,579	(82) 37,477	(65) 80,193		(148) 117,676	(101) 1,504	99.2%
2 東日本大震災分	(2) 24	- 15	- 73		- 88	(2) ▲64	365.6%
合計	(251) 118,603	(82) 37,492	(65) 80,266		(148) 117,764	(103) 1,441	99.3%

(注1) 四捨五入の結果、額が合わない場合がある。

(注2) 国の予算等貸付金債の()書は、国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。